

I 難聴児支援に係る国の政策(中核的機能)

1 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針(令和4年2月)

- ① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
- ③ 特別支援学校のセンター的機能の強化

2 聴覚障害児支援中核機能強化学業実施要綱(令和6年3月)と道の対応状況

業務経験等を有するコーディネーターの確保 及び 次の①～⑤の事業をすべて実施

- | | | | |
|--------------------|---|---|-----------------------|
| ① 聴覚障害児に対応する協議会の設置 | → | ○ | 本協議会の設置(コーディネーター配置) |
| ② 聴覚障害児支援の関係機関との連携 | → | ○ | ①及び③～⑤の事業を実施 |
| ③ 家族支援の実施 | → | ○ | 道立聾学校専門支援事業(乳幼児相談室) |
| ④ 巡回支援の実施 | → | ○ | 難聴児等支援派遣研修事業(個別療育研修) |
| ⑤ 聴覚障害児に関する研修・啓発 | → | ○ | 難聴児等支援派遣研修事業(事業所養成研修) |

道は、本協議会を設置(令和6年度)したことで、
国が定める難聴児支援に係る中核的機能の基礎を整備

3 聴覚障害児支援中核機能強化学業実施要綱(概要)

○ コーディネーター

聴覚障害児支援に関する業務の経験を有し、一定程度の知識と技量を有する職員(言語聴覚士等)

① 聴覚障害児に対応する協議会(医療・保健・福祉・教育等の各分野の関係機関等)の設置

・ 聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析等を通じ「**検査から診断、治療、療育に至る全体の流れ**」「**関係機関の連携による支援の必要性**」を全関係機関が認識共有し、**聴覚障害児とその家族が直面する課題及び対応策・支援体制の充実**を検討

② 聴覚障害児支援の関係機関との連携

- ・ 医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により**関係機関等の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築**を推進
- ・ **児童発達支援センター等や特別支援学校との連携を強化**し、聴覚障害児の乳児からの対応を強化
- ・ **こどもの成長過程の段階ごとに必要となる支援内容を関係機関で共有**し、連携体制の整備・構築を推進

③ 家族支援の実施

- ・ **保護者等に対する相談**、人工内耳・補聴器・手話の情報等を含む**適切な情報提供を実施**(相談窓口のこどもとその家族の利便性を考慮した場所への設置、聴覚障害児の通う地域の保育所・幼稚園・障害児通所支援事業所・学校等への訪問、web での相談対応の実施、必要に応じピアサポート環境を整備することやオンライン等の活用も検討)
- ・ 想定される取組 ～ 「**家族等への相談対応**」「**聴覚障害児や家族等の交流の機会確保等**」「**家族等への情報提供(手引きの作成等)**」

④ 巡回支援の実施

- ・ 聴覚障害児の通う保育所・幼稚園・障害児通所支援事業所・学校等を訪問し、聴覚障害児支援に携わる**支援者に対するきこえの状態に応じたコミュニケーション支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助**、身近な地域や必要に応じて家庭等の訪問を実施

⑤ 聴覚障害児に関する研修・啓発

- ・ **聴覚障害児支援の質の向上を目的とした研修会の開催**(聴覚障害児の通う保育所・幼稚園・障害児通所支援事業所・学校等の職員が、聴覚障害児の障害特性を理解し、支援方法についてより高い専門性を獲得)や**聴覚障害に対する理解促進や啓発に資する取組**の実施

II 論点整理(たたき台)

1 広域的な北海道における中核的機能

難聴児とそのご家族が、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受けることができるよう、支援体制づくりを着実に進めていく必要

本道の広域性や医療・福祉・教育など地域資源の状況も踏まえながら、センターなどの拠点設置の必要性を含め、難聴児支援に係る中核的機能の在り方等について議論

<調査等で分かったこと>

- ・ 相談に当たっては、保護者・支援職員ともに「通える」「訪問してもらえる」点を重視
- ・ 聾学校等(6か所)や児童発達支援センター(30か所)等がない障がい福祉圏域の存在
- ・ 「新生児数の少なさ」「人材確保の困難さ」等を背景に半数以上の市町村に「協議の場」なし
- ・ 国の「聴覚障害児支援中核モデル事業」(R4～5)の3類型(イメージ)

「一体型」～ 特別支援学校の空き教室等に児童発達支援センター等を設置

「連携型」～ 特別支援学校と連携しつつ、児童発達支援センター等からST等を派遣

「派遣型」～ 都道府県等がST等を雇用し、特別支援学校や児童発達支援センター等に派遣

⇒ 他県事例は、ほぼ「派遣型」に集約しており、協議会等を中心とした「直営」方式と医療機関・福祉施設・特別支援学校及びその複合により「センター設置」する方式に大別される。

<論点(たたき台)>

- 北海道の地域特性も踏まえた、**各圏域の実情に応じた連携体制の構築**

～ 広域な本道にも対応できる、既存のリソースの活用や、新たなセンターの設置等について検討

2 早期発見から早期療育へ切れ目のない支援

<調査等で分かったこと>

- ・ 全市町村が新生児聴覚検査に対する公費助成を実施、法定健診を含めた発見体制の充実
- ・ 市町村(こども家庭センター)や特別支援学校からは次のような声も聞かれる
「新生児聴覚検査の結果を把握することが困難」「相談に繋がるまでにタイムラグがある」

<論点(たたき台)>

- **初回検査でリファアとなった段階からの効果的な保護者への支援**
- ～ 関係機関における検査結果の共有
- ～ 聾学校の乳幼児相談室等の活用など相談体制の充実

3 専門的人材・コーディネーター

<調査等で分かったこと>

- ・ 支援職員においては、言語聴覚士・聾学校教諭への相談ニーズが高い
- ・ 他県においては、コーディネーターが関係機関のつなぎ役を果たしている事例あり

<論点(たたき台)>

- **コーディネーター人材の確保**
- **児童発達支援センター等の言語聴覚士との連携強化**を図るために必要な取組